

京都大学公印規程及び京都大学事務委任等規程新旧対照表

改 正 前	改 正 後																										
<p>京都大学公印規程 (平成17年6月9日総長裁定)</p> <p>(前 略) (公印の作成等)</p> <p>第3条 公印の作成、改刻又は廃止は、次条から第6条までの規定により、次に掲げる公印の区分に応じ、当該各号に掲げる者（以下「公印制定者」という。）が行うものとする。</p> <p>(1) 国立大学法人京都大学及び京都大学の印、総長、学長、理事及び監事の印 <u>総務部総務課長</u></p> <p>(2) 副学長の印 <u>教育推進・学生支援部学生課長</u></p> <p>(3) 事務本部の所掌に係る公印 当該部長が指定する課長若しくは室長、総長オフィス長、プロボストオフィス長、CFOオフィス長、監事支援室長又は不正防止実施本部事務室長</p> <p>(4) } (略)</p> <p>2 (中 略)</p>	<p>(公印の作成等)</p> <p>第3条 } (同 左)</p> <p>(1) 国立大学法人京都大学及び京都大学の印、総長、学長、理事及び監事の印 <u>総長オフィス長</u></p> <p>(2) 副学長の印 <u>学務部学生課長</u></p> <p>(3) 事務本部の所掌に係る公印 当該部長若しくは<u>オフィス長</u>が指定する課長、<u>室長若しくは副オフィス長、広報室長、インスティテューショナル・リサーチ室長、国際交流室長、監事支援室長、不正防止実施本部事務室長又は事務改革推進室長</u></p> <p>(4) } (同 左)</p> <p>2</p> <p>附 則 (令和7年3月総長裁定)</p> <p>1 この規程は、令和7年4月1日から施行する。</p> <p>2 この規程の施行の日前に、改正前の京都大学公印規程に基づき現に使用されている公印は、当分の間、使用することができる。</p>																										
別表	別表																										
<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">種類</th> <th style="text-align: center;">寸法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>組織規程第3章第7節及び第8節に定める施設等の長の印</td> <td style="text-align: center;">2 3</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>事務本部の部の印</td> <td style="text-align: center;">2 8</td> </tr> </tbody> </table>	種類	寸法	(略)		組織規程第3章第7節及び第8節に定める施設等の長の印	2 3	(略)		事務本部の部の印	2 8	<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">種類</th> <th style="text-align: center;">寸法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(同 左)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>組織規程第3章第8節の3に定める組織の印</td> <td style="text-align: center;">2 8</td> </tr> <tr> <td>組織規程第3章第8節の3に定める組織の長の印</td> <td style="text-align: center;">2 3</td> </tr> <tr> <td>組織規程第3章第8節の3に定める組織のうち当該組織の長が定める組織の印</td> <td style="text-align: center;">2 5</td> </tr> <tr> <td>組織規程第3章第8節の3に定める組織のうち当該組織の長が定める組織の長の印</td> <td style="text-align: center;">2 0</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(同 左)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>事務本部の部及びオフィスの印</td> <td style="text-align: center;">2 8</td> </tr> </tbody> </table>	種類	寸法	(同 左)		組織規程第3章第8節の3に定める組織の印	2 8	組織規程第3章第8節の3に定める組織の長の印	2 3	組織規程第3章第8節の3に定める組織のうち当該組織の長が定める組織の印	2 5	組織規程第3章第8節の3に定める組織のうち当該組織の長が定める組織の長の印	2 0	(同 左)		事務本部の部及びオフィスの印	2 8
種類	寸法																										
(略)																											
組織規程第3章第7節及び第8節に定める施設等の長の印	2 3																										
(略)																											
事務本部の部の印	2 8																										
種類	寸法																										
(同 左)																											
組織規程第3章第8節の3に定める組織の印	2 8																										
組織規程第3章第8節の3に定める組織の長の印	2 3																										
組織規程第3章第8節の3に定める組織のうち当該組織の長が定める組織の印	2 5																										
組織規程第3章第8節の3に定める組織のうち当該組織の長が定める組織の長の印	2 0																										
(同 左)																											
事務本部の部及びオフィスの印	2 8																										

改正前		改正後	
事務本部の部長並びに共通事務部及び部局事務部の事務部長の印	23	事務本部の部長及びオフィス長並びに共通事務部及び部局事務部の事務部長の印	23
(略)		(同左)	
事務本部の室長、課長の印 共通事務部の課長、センター長の印 部局事務部の事務長、課長、室長の印	20	事務本部の室長、課長の印 共通事務部の課長の印 部局事務部の事務長、課長、室長の印	20
備考 (略) (後略)		備考 (同左)	
<p align="center">京都大学事務委任等規程 (昭和45年10月31日総長裁定)</p> <p>(前略)</p> <p>第3条 総長は、各部局並びに事務本部の各部、総長オフィス、プロポストオフィス、CFOオフィス、監事支援室及び不正防止実施本部事務室（以下「事務本部の各組織」という。）の長に、旅行命令又は旅行依頼に関する権限のうち、それぞれ当該部局又は事務本部の各組織の教職員等に対し旅行命令を発し、及び当該部局又は事務本部の各組織の教職員等以外の者に対し当該部局又は事務本部の各組織の用務に係る旅行依頼を発する権限を委任する。</p> <p>第4条 総長は、人事事務のうち、部局又は学系若しくは全学教員部における次の各号に掲げる権限については、教員にあっては当該教員が所属する学系又は全学教員部（以下「学系等」という。）の長（全学教員部にあっては当該教員が所属する全学機能組織（国立大学法人京都大学教員選考規程（平成27年達示第76号）第2条第3項に定めるものをいう。）又は教育研究組織（国立大学法人京都大学教員選考規程第2条第2項に定めるものをいう。）を担当する理事。以下同じ。）に、教職員等（教員を除く。）にあっては当該部局の長に委任する。この場合において、学系等の長は、必要と認めるときは、委任された事項について、当該学系等及び部局の定めるところにより、当該部局の長に再委任することができる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 教職員（次の表の左欄に掲げる者を除く。）の兼業（次の表の右欄に掲げる場合を除く。）の許可、不許可を決定する権限</p>		<p>第3条 総長は、各部局並びに事務本部の各部、総長オフィス、プロポストオフィス、CFO オフィス、<u>広報室、インスティテューショナル・リサーチ室、国際交流室、監事支援室、不正防止実施本部事務室及び事務改革推進室</u>（以下「事務本部の各組織」という。）の長に、旅行命令又は旅行依頼に関する権限のうち、それぞれ当該部局又は事務本部の各組織の教職員等に対し旅行命令を発し、及び当該部局又は事務本部の各組織の教職員等以外の者に対し当該部局又は事務本部の各組織の用務に係る旅行依頼を発する権限を委任する。</p> <p>第4条</p> <p align="center">(同左)</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p>	

改正前		改正後	
<p>1 部局及び学系の長</p> <p>2 一般職俸給表（一）の適用を受ける者のうち、京都大学事務組織規程（平成16年達示第60号）別表1及び別表2に定める事務組織（以下この表において「事務組織」という。）に勤務する者</p> <p>3 特定有期雇用教職員就業規則第2条第1項第6号に定める特定職員（同規則第22条第4項に定める短時間勤務特定職員を除く。）のうち、事務組織に勤務する者</p> <p>4 短時間勤務特定職員</p> <p>5 支援職員就業規則第2条に定める支援職員</p> <p>6 国立大学法人京都大学教職員の再雇用に関する規程（平成16年達示第78号）第3条の2第1号に定める再雇用職員のうち、事務組織に勤務する者</p>	<p>1 商業、工業又は金融業その他営利を目的とする会社その他の団体の役員、顧問又は評議員の職を兼ねる場合</p> <p>2 自ら営利企業を営む場合（名義人が他人であつても本人が営利企業を営むものと客観的に判断される場合を含む。）</p>	<p>1 （同左）</p> <p>2 一般職俸給表（一）の適用を受ける者のうち、<u>組織規程第46条の3第1項に定める事業推進組織</u>（以下この表において「<u>事業推進組織</u>」という。）<u>並びに</u>京都大学事務組織規程（平成16年達示第60号）別表1及び別表2に定める事務組織（以下この表において「事務組織」という。）に勤務する者</p> <p>3</p> <p>4</p> <p>5</p> <p>6 国立大学法人京都大学教職員の再雇用に関する規程（平成16年達示第78号）第3条の2第1号に定める再雇用職員のうち、<u>事業推進組織及び事務組織</u>に勤務する者</p>	<p>1</p> <p>2</p> <p>（同左）</p>
<p>2～4 （略）</p> <p>（後略）</p>	<p>2～4 （同左）</p> <p>附則（令和7年3月総長裁定）抄</p> <p>1 この規程は、令和7年4月1日から施行する。</p>		